

©多摩市

令和 **6**(2024)年度

**多摩市**

**保育所等入所のしおり**

4月入所申請（1次受付）

**※電子申請受付を開始しました。**

多摩市公式ホームページ  
詳細はこちら



<p>郵送、電子申請 受付期間</p>	<p>令和5年10月18日（水）9：00～ 令和5年11月8日（水）23：59まで （郵便は当日消印有効、電子は申請期間までに送信完了） ※申請書受領後、受領確認のための受付票をご自宅に郵送します。 ※申請書受領後に子育て支援課（TEL:042-338-6850）から申請内容確認の連絡をする場合があります。</p>
<p>窓口受付期間 （市役所4階子育て支援課） ※（土）（日）（祝）を除く</p>	<p>令和5年10月30日（月）～ 令和5年11月8日（水） ※受付時間は9：00～17：00までとなります。 ※窓口は大変混み合い、待機スペースも十分に確保できていないため、<u>原則郵送、電子申請での提出</u>にご協力ください。</p>



## 目次

1	はじめに	P.2
2	令和6年度のお知らせ	P.3~P.4
3	同時申込みについて	P.5
4	給付認定について	P.6
5	施設の種類と申込み先	P.7
6	入所申請ができる要件と入所期間	P.8
7	申込みから入所までの流れ	P.9
8	保育所等施設の見学	P.10
9	入所申請の時期	P.11
10	入所受付期間	P.12~14
11	申請に必要な書類	P.15~16
12-1~4	申請時の注意点	P.17~22
13	利用調整	P.23
Q&A	申込み方法について 教育・保育給付認定の申請について 利用調整について	P.24~27
	保育の実施基準（改正案）	P.28~29
14	申込み後の手続き	P.30
15	利用調整結果通知	P.31~32
16	保育料決定	P.33~35
Q&A	利用調整結果等について 入所後の手続きについて 保育料について	P.36~37
	多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で行われる 教育に係る利用者負担額基準額表、保育に係る利用者負担額基準額表（保 育標準時間）（保育短時間）	P.38~40
17	入所後の手続きについて	P.41~44
Q&A	出産・育児休業等について	P.45
18	保育所等の利用時間と延長保育	P.46~50
19	直接利用・入所申請をする施設	P.51~52
20	その他利用できるサービス	P.53~56
21	多摩市内私立幼稚園の預かり保育一覧	P.57
22	多摩市内認可保育所等紹介	P.58~91
23	保育・幼児教育施設マップ	P.92

# 1 はじめに 多摩市の保育について

現在多摩市内には主に特徴が異なる7つの種類の保育施設があります（令和5年10月5日時点）。

この他に認可外保育施設等があります。

※保育施設によって対象年齢が異なる場合があります。申込み先等についてはP.7を確認してください。

番号	類型	説明	対象年齢※1
1	認可保育所	保護者が働いている場合や、病気・出産等のため、日中お子さんをご家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育し、子育てを支援する施設です。	0～5歳児
2	認定こども園	これまでの保育所と幼稚園を組み合わせた施設です。保育所と同様に保育を実施するとともに、幼稚園としての幼児教育も実施します。	0～5歳児
3	小規模保育事業	認可保育所と同様に、日中お子さんをご家庭で保育できない場合に、2歳児クラスまでの乳幼児を対象に原則19人以下の少人数で保育する施設です。	0～2歳児
4	家庭的保育事業	市で認定した家庭的保育事業者が、自宅等で2歳児クラスまでのお子さんを保育します。1施設につき、5人を限度にお預かりします。	0～2歳児
5	事業所内保育事業 (地域枠)	会社の事業所の保育施設などで、地域枠を設けて、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育します。	0～2歳児
6	東京都認証保育所	東京都認証保育所基準により質を確保しつつ、大都市の多様な保育ニーズに応える東京都独自の保育所です。	0～5歳児
7	企業主導型保育所 (地域枠)	国から助成を受けて、企業が自主的に設置する認可外保育施設です。企業の従業員のための従業員枠の他に、地域住民のための地域枠を任意で設けている場合があります。	0～5歳児

**令和6年度のクラス年齢表** 令和6年4月1日時点の年齢でクラス編成をしています。

クラス年齢	対象生年月日
0歳児	R5(2023).4.2～
1歳児	R4(2022).4.2～R5(2023).4.1
2歳児	R3(2021).4.2～R4(2022).4.1
3歳児	R2(2020).4.2～R3(2021).4.1
4歳児	H31(2019).4.2～R2(2020).4.1
5歳児	H30(2018).4.2～H31(2019).4.1

※4月入所ができるのはR6.2.18以前に生まれた児童

## 2 令和6年度のお知らせ

### (1) 聖蹟桜ヶ丘エリアの東京都認証保育所の開設予定について

令和6年2月に開設を予定しています。

施設名	運営法人	所在地	受け入れクラス	定員	問い合わせ先
(仮称)ウイズチャイルド かわのこ保育園	株式会社ウイズ チャイルド	関戸1-20-2サクテラ スモール301	0~2歳児クラス	40名	042-376-3541

※施設整備を行っている途中のため、施設の事前見学はできません。保育理念や概要は法人のホームページを確認してください。

※保育内容等については運営法人へ問い合わせてください。

※しおり発行時点では開設前のため電話番号はウイズチャイルドさくらがおか幼保園の番号を記載しています。

### (2) 丘の上アンジュ保育園の事業統合について

丘の上アンジュ保育園は、令和5年度末をもって同一法人が運営するこころ保育園と事業統合します。

### (3) 諏訪幼稚園の新制度幼稚園への移行について

令和6年4月より私学助成の現行制度幼稚園から、新制度幼稚園に移行する予定です。

### (4) 子育て支援課の窓口の本庁舎4階への移転について

令和5年10月10日(火)から多摩市の子育て支援課の場所が本庁舎2階から移転し、本庁舎4階になりました。

### (5) 令和6年度(令和7年)2月・3月入所の申請期間について

各月入所の申請期間は入所申請月の前月15日(土日祝日の場合は翌開庁日)を締め切りとしていましたが、入所審査の関係上、令和6年度(令和7年)2月・3月の申請期間が例年の期間から変更になり、令和7年1月14日(火)までになります。申込みの際はご注意ください。

### (6) 就労証明書の標準様式(簡易版)への変更について

令和6年度4月入所申込みから、就労証明書が、国の標準様式(簡易版)に変更になります。詳しくは申請書一式の就労証明書を確認してください。

※多摩市様式には追加的記載項目欄がありますのでご注意ください。追加的記載項目の記載がない場合は審査ができません。

## (7) 個人事業主の就労要件の追加書類について

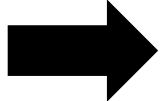
就労証明書の様式変更に伴い、個人事業主(会社等の法人格のない就労者)は、個人で事業を行っていることが客観的にわかる書類の提出が必要です。多摩市様式の就労証明書とともに下記の書類を提出してください。書類がすべて揃わない場合は原則就労要件として審査・認定することはできず、求職要件での審査・認定となります。

	提出依頼書類
原則	<u>事業所得が記載されており、税務署に申告している確定申告の写し（第一表および第二表）</u>
確定申告の写しがない、提出できない場合	<b>A</b> (1)開業届 (2)営業許可証 等 事業の実態がわかるもの (令和6年度のみ事業ホームページのコピー、事業の名刺、事業のパンフレットなども可。ただし、令和7年度以降は(1)(2)等公的な書類が必須。)
<b>A,B</b> から1つずつ必須	<b>B</b> (1)確定申告のための帳簿(直近3ヵ月までのもの) (2)請負契約書 (3)業務委託契約書 等 事業の収支のわかる書類
これから個人事業主になる、内定の場合	Aのみ提出必須 Bの収入のわかる書類は次年度現況届および継続申請の際に提出してください。

詳しくは P.16 「(2) 該当者のみ必要な書類」を確認してください。

## (8) 退所届の提出締切と退所届の電子申請の開始について

入所審査の空き枠確保の観点から、令和5年10月から認可保育所等在園児の退所届の締切が退所したい月の20日(土日祝の場合は翌開庁日)までとなりました。なお、急な引っ越しや転勤等やむを得ない事情等がある場合には、退所する月の月中まで退所の手続きは可能です。待機されている方の空き枠確保の観点から、早めのご提出にご協力をお願いします。また、退所届の電子申請受付を開始します。

<p>令和5年度9月まで</p> <p>《期限》</p> <p>退所する月の月中までに退所届を提出</p> <p>《提出方法》</p> <p>窓口または郵便で多摩市子育て支援課まで申請</p>		<p>令和5年度10月から</p> <p>《期限》</p> <p>退所する月の20日(土日祝の場合は翌開庁日)までに退所届を提出</p> <p>《提出方法》</p> <p>窓口、郵便または電子申請で多摩市子育て支援課まで申請</p>
--	---	--

## (9) 令和5年10月からの保育料の第二子無償化について

令和5年10月から東京都の第二子無償化が始まりました。詳細は下記を確認してください。

- ① 認可保育所等の利用者負担額の第二子無償化 ⇒ 詳しくは P.39~40 へ
- ② 認証保育所等の利用者支援事業の第二子無償化 ⇒ 詳しくは P.51 へ
- ③ 定期利用保育の利用料(※給食費を除く)の第二子無償化 ⇒ 詳しくは P.54 へ

### 3 同時申込みについて

令和6年度4月入所申込み時に、令和5年度(12月入所申請以降)の同時申込みが可能です。

**同時申込みする場合に限り**、令和5年度の必要書類のうち、保護者の保育の必要性の事由を証明する書類(詳しくは、P.15-16の「11 申請に必要な書類」参照)と児童状況票について、**令和6年度版の書類の写し**での提出が可能です(**令和6年度4月入所申請は原本必須となります**)。

また、電子申請も同時申込みに対応していますが、ご利用の方はそれぞれの年度の書類を各年度のアップロード先に申請いただく必要があります。1つの年度の申請のアップロードでは両方の年度の受付はできませんので、各年度の書類をご準備のうえ提出いただきますよう、ご注意ください。

例：令和5年11月1日に郵送にて令和6年度4月入所申込みと令和5年度(令和6年)2月入所申込みを同時に申請する場合

下記の他、それぞれの年度で該当者のみ必要な書類あり(詳しくは、P.16 (2)該当者のみ必要な書類)

令和6年度4月入所申請書類		令和5年度(令和6年)2月入所申請書類
令和6年度版申請書類一式 (詳しくは、P.15 11 申請に必要な書類の①～③)		令和5年度版申請書類一式 (詳しくは、令和5年度多摩市保育所等入所のしおり P.13 10 申請に必要な書類の①～④)
原本	令和6年度版保護者の保育の必要性の事由を証明する書類	写し
原本	令和6年度版児童状況票	写し
原本	(該当者のみ) 該当年度の課税証明書	写し

※同時申込みまたは令和5年度と令和6年度両方申請をしていて、令和5年度中に認可保育所等に入所決定した場合、令和6年度の新規入所申請は取下げとなります(取下書の提出が必要です)。ただし、0～2歳までの連携園のない認可保育所等(★)に入所した2歳児クラスの児童の場合、令和5年度中で卒園となるため、令和6年度新規申請の取下げは不要です。

(★)どんぐり保育室、こひつじ、濱田朝子、サクラさーくるのみ

## 4 給付認定について

給付認定とは、教育・保育を受ける子どもに国や都から給付される費用を認定するためのものです。**施設を利用する場合や無償化対象になるために給付認定を受ける必要があります。**また、給付認定は「教育・保育給付認定」と「施設等利用給付認定」の2種類に分かれます。区分は以下の表を確認してください。給付認定の申請や、変更申請を行ったときは、多摩市は申請内容を確認し、原則30日以内に「支給認定証」を発行します。支給認定証は最長で3年間有効なため、大切に保管してください。なお、申請が集中することから、4月入所を申請している方の支給認定証は4月入所結果通知と同時期に発行しますのでご注意ください。

### (1) 教育・保育給付認定

認可保育所等（認可保育所・認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業）で保育を受けたい方は保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定（2・3号）」を受け、**支給認定証**が必要となります。保育所等の申込みと同時に申請することができます。

#### ▼教育・保育給付認定区分表

認定区分	対象年齢	保育の必要性		利用できる施設
1号認定	3～5歳	なし	教育標準時間 4時間	認定こども園、新制度幼稚園
2号認定	3～5歳	あり	保育標準時間 11時間 保育短時間 8時間	認定こども園、認可保育所
3号認定	0～2歳			認定こども園、認可保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育所

※3号認定は満3歳の誕生日の前々日までが有効期限のため、3歳になる前月に2号認定の支給認定証を発行します。

### (2) 施設等利用給付認定

教育・保育給付認定を受けていない方で無償化対象となる施設を利用し、無償化の給付を受けるために必要な認定です。詳しくは、「令和6年度幼児教育・保育の無償化のしおり」をご覧ください。

#### ▼施設等利用給付認定区分表

認定区分	対象年齢	保育の必要性	対象となる施設・事業
新1号認定	3～5歳	なし	現行制度幼稚園、特別支援学校幼稚部
新2号認定	3～5歳	あり	認定こども園及び幼稚園の預かり保育、特別支援学校幼稚部の預かり保育事業、一時保育事業、認可外保育施設、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
新3号認定	0～2歳 (住民税非課税世帯)		一時保育事業、定期利用保育事業、認可外保育施設、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業



## 5 施設の種類と申込み先

保育所等では入所するクラス年齢（令和6年4月1日時点の年齢）でクラスを編成しています。お子さんの年齢と認定の種類、受け入れ先の年齢等によって申請ができる施設や申請先が変わります。**希望する施設の類型を確認して、見学またはお問い合わせください。**

### ▼施設類型表

	番号	類型	必要な認定	施設数	対象クラス	入所申請先	利用者負担額 (保育料)
特定教育・保育施設	1	認可保育所	3号 2号	23	0～5歳児	市	0～2歳 市が定めた額
							3～5歳 市が定めた額（無償）
	2	幼保連携型 認定こども園	3号 2号 1号	1	0～5歳児	0～2歳児 市	0～2歳 市が定めた額
3～5歳児 各施設						3～5歳 市が定めた額（無償）	
3	幼稚園型 認定こども園	2号 1号	2	3～5歳児	各施設	市が定めた額（無償）	
特定地域型保育施設	4	小規模保育 事業所	3号	4	0～2歳児	市	市が定めた額
	5	家庭的保育 事業所 (保育ママ)	3号	3	0～2歳児	市	市が定めた額
	6	事業所内 保育事業所 (地域枠)	3号	1	0～2歳児	市	市が定めた額
認可外保育施設	7	東京都認証 保育所	新3号 新2号	11	0～5歳児	各施設	施設が定めた額
	8	企業主導型 保育所 (地域枠)	3号 2号	4	0～5歳児	各施設	施設が定めた額

本しおりでは、上記の表内1～6までの類型を総称して認可保育所等としています。

## 6 入所申請ができる要件と入所期間

多摩市の認可保育所等に申請ができるのは、原則**生後43日目**から、就学前までのお子さんで、次の**2つに該当する場合**です（誕生日の翌日から数えて42日を経過した翌月1日入所の申込みができます）。

### （1）多摩市在住

多摩市に転入予定の方も、転入予定日の翌月から在住要件として申込みができます。

（多摩市在住ではない方の申込みは P.21 「12-4 申請時の注意点 市民以外の方の入所申込み」をご覧ください）

### （2）保育の必要性の認定「教育・保育給付認定」を受けている

保育所等に入所するには、保育の必要性の事由の認定「教育・保育給付認定」（2号または3号認定）を受けることが必要です。「保育の必要性」とは、保護者が仕事、病気等の理由により「**家庭で就学前子どもの保育が困難な状態**」を指します。幼児教育や集団生活に慣れさせる目的では保育の対象とはなりません。

#### ▼保育の必要性一覧表

保育の必要性の事由		入所ができる期間
就労 (就労内定)	週12時間以上の就労のため保育が必要 (育児休業中・個人事業主の方で育児による休業中の場合でも、入所月の翌月1日までに復職できる場合は、申込みができます)	就労期間 内定の場合は入所日から2週間以内に就労開始証明書の提出が必要です
出産	出産のため保育が必要	5ヶ月以内（出産予定月とその月の前後2ヶ月） ※
疾病	入院、その後通院が必要で保育困難と診断されたため保育が必要	入院、通院期間 ※
	自宅療養で保育困難と診断されたため保育が必要	療養期間
障がい	身体障害者手帳4級以上、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所有者のため保育が必要	該当期間
看護・介護	週12時間以上の入院や通院等で付き添いを要するため保育が必要	看護・介護期間
就学	週12時間以上の就学のため保育が必要	就学期間
その他	保護者がいない、災害復旧にあたっている、または虐待・DVのおそれがあるため保育が必要	保育を要する期間 ※
求職【特例】	継続的な求職活動を行っているため保育が必要	3ヶ月以内

※出産、入院、入院と通院、災害、特例要件について、高い基準指数等を設定し利用調整しているため**入所期間終了後は必ず退所**していただくことになります。再度入所を希望する場合は改めて申請が必要です。

【共通】入所後、保育の必要性がなくなった場合は、その月の末日をもって退所となります。

また、特段の事由がなく2ヶ月間登園しなかった場合も退所となります。

# 7 申込みから入所までの流れ

保育所の申込みから入所までの一連のお手続きは以下のとおりです。



## 見学

○希望保育園を決めるために、希望園の見学をしてください。

※障がい児・特別な配慮を要する児童・アレルギーのある児童は、施設によっては受け入れができない場合があります。必ず全希望園の見学をしてください。(P.10 参照)

※施設の見学に関する詳細は、希望する保育施設にお問い合わせください。



## 入所申請

○申請期間内に、入所申請の書類を子育て支援課へ提出してください。

※多摩市民以外の方は、P.21 「12-4 申請時の注意点 市民以外の方の入所申込み」を参照。



## 利用調整 (入所審査)

○市が、基準に基づき、入所の優先順位を決めます。



## 入所決定

## 入所保留

○利用調整結果通知を郵送します。

○支給認定証を郵送します。



## 面談等

○入所決定した保育所等から、入所の案内があります。

○面談や健康診断等を受けてください。



## 入所

○入所月の初開園日から保育園でのお子さんの保育が始まります。

※ならし保育も入所月からとなります。



## 保育料決定

○入所後に、保育料を決定し、郵送または園を通じて、入所月の中旬頃に保育料決定通知をお送りします。

## 8 保育所等施設の見学

### (1) 希望保育施設の見学

お子さんを預ける認可保育所等を決めるにあたり、実際に通える距離であるか、希望する保育環境であるかなどを、ご自身の目で確かめていただくため、入所申請の前に、**必ず一度見学してください（※）**。

※見学の実施状況や日時・方法については、直接各施設にお問い合わせください。

施設によって、開所時間が異なりますので必ず確認をしてください。

### (2) 障がい児・特別な配慮を要する児童

障がい児の受け入れは全保育所等で行っていますが、**障がいや特性の程度、保育士の配置等によっては、受け入れができない場合があります**（保育施設により受入基準が異なります。受入基準は、中程度の障がいまで）。

申込み前に、**かかりつけの医療機関で、保育所等での集団保育が可能か確認していただく**とともに、必ずお子さんと一緒にすべての希望保育所等に見学へ行き、障がいや特性についてお話いただき、受け入れ可能かどうかを施設長や家庭的保育事業者（保育ママ）に確認してください（児童の状況により診断書等の提出が必要になる場合があります）。

**事前に見学していない場合や保育所等が受け入れを了承していない場合は、入所決定がされても、施設が入所をお断りすることがあります。**

### (3) 医療的ケアが必要な児童

保育所等で医療的ケアが必要な児童については、**別途提出書類及びお子さまを安全に受け入れることが可能かを審議する期間が必要です**。多摩市役所子育て支援課で聞き取りをし、ご案内をしますので、原則として**入所希望月の申請期間の5カ月前までに、多摩市役所子育て支援課へ連絡してください**。連絡先は、計画推進・保育担当  
TEL:042-338-6850(直通)となります。

### (4) アレルギーのある児童

アレルギーのある児童については、症状によっては、給食ではなく**お弁当の持参をお願いしたり、受け入れができない場合があります**（施設により受入基準が異なります）。

申込み前に、必ずお子さんと一緒にすべての希望保育所等に見学へ行き、アレルギーについてお話いただき、受け入れ可能かどうかを施設長や家庭的保育事業者（保育ママ）に確認してください。

**事前に見学していない場合や保育所等が受け入れを了承していない場合は、入所決定がされても、施設が入所をお断りすることがあります。**

## 9 入所申請の時期

入所申請は、受付期間内に申請書類を P.12に記載の**受付場所**に提出してください。窓口は大変混み合い、待機スペースも十分に確保できていないため、申請書類の提出は原則郵送、電子受付としています。

また、申請は年度ごとに行う必要があります。

### (1) 4月入所申請について

4月入所申請については、1次受付と2次受付があります。

受付期間が5月から翌年3月までの申込みとは異なるので、ご注意ください。受付期間内に提出された書類に、指数をつけて入所の利用調整を行います。

※4月入所申請は、**2月中に出産予定の児童も受け付けます**。ただし、産休明け保育の関係上、2月19日以降に生まれた場合は、4月入所の対象となりません。

認定こども園への4月入所申込みは年齢や希望順位により申請時期や申請先が異なるため、必ず P.19「12-2 申請時の注意点 認定こども園への入所申込み」を確認してください。

### (2) 5月以降の入所申請について

5月以降の入所申請については、保育所等に空きが生じた場合のみ入所が可能です。各月の受付期間内に、提出された書類にて指数をつけて入所の利用調整をします。

緊急的にご家庭の状況が変わったり、お困りの際は多摩市役所 4階の子育て支援課までご相談ください。

**計画推進・保育担当 TEL:042-338-6850**



©多摩市

# 10 入所受付期間

## 4月1次受付

### (1) 郵送、電子申請受付期間 原則郵送、電子での申請にご協力ください。

令和5年10月18日(水)9:00～令和5年11月8日(水)23:59(当日消印有効)

### (2) 窓口受付期間

電子申請の場合、締切時間までに申請を完了している必要があります。

令和5年10月30日(月)～令和5年11月8日(水)

提出書類	多摩市申請書類一式
提出方法	郵送、電子申請または窓口へ直接持参
受付場所	○郵送の場合 : 〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1 多摩市役所子育て支援課計画推進・保育担当 ○電子の場合 : 多摩市公式ホームページの申請上の注意を必ずご確認ください。 ○窓口の場合 : 多摩市役所4階子育て支援課
受付時間	9:00～17:00 ※窓口申請の場合
募集人数	令和5年10月6日(金)公表予定(多摩市公式ホームページ、窓口にて公表)
結果通知	令和6年2月2日(金)発送予定(郵送にて通知) 電話等による結果の問い合わせには、一切お答えできません。
注意事項	申込み後の希望保育所等変更や追加・不足書類(税書類・まだ産まれていない児童の児童状況票は除く)の提出締切は、 <b>令和5年11月30日(木)</b> です(当日消印有効)。申込書の取下げや、希望保育所等の削除のみについては、令和6年1月5日(金)まで受け付けます。1月9日(火)以降の取下げや、希望保育所等の削除は、辞退と同等に取り扱いますので、ご注意ください。 申請内容に疑義が生じた場合や記入漏れの確認等、申請書に記載の電話番号に <b>子育て支援課(Tel:042-338-6850)</b> から内容確認の連絡をする場合があります。お手すきの際に電話に出てください。

### (3) 郵送、電子申請後の受付票発行の流れについて

申請書に添付する「送付先宛名記載用紙」に記入いただいた住所へ受付票と受領確認票を送付します。不足書類がある方については、受付票等と併せて不足書類添付票を同封します。必要書類や提出期限をご確認いただき、締切日(当日消印有効もしくは必着)までに不足書類添付票と併せてご提出ください。**投函から14日を過ぎても受付票等が届かない場合は、投函または申請した旨を子育て支援課までご連絡ください。**

# 4月2次受付

2次受付は、1次利用調整の結果、空きがある施設及び転所や退所により新たに空きが生じた施設について、利用調整及び決定を行います。

受付期間	令和6年1月9日(火)～2月16日(金) 必着 ※4月の2次以降の申請書及び不足書類提出は、審査期間が短いため <b>必着</b> です
受付場所	多摩市役所4階子育て支援課 ※窓口申請の場合
提出書類	多摩市申請書類一式
提出方法	郵送、電子申請または窓口へ直接持参 ※4月1次受付の提出方法と同じ
募集人数	令和6年2月7日(水)公表予定(多摩市公式ホームページ、窓口にて公表)
結果通知	令和6年3月1日(金)発送予定(郵送にて通知)
注意事項	<p>4月1次利用調整で利用保留となった方は、自動的に2次の利用調整にかかります(再申請不要)。4月1次利用調整で入所決定を辞退した場合は、申請も取下げとなるため、5月以降の入所を希望する場合は、改めて申請が必要となります(4月2次受付は申請できません)。</p> <p>4月1次申請と同様に<b>原則郵送、電子での申請にご協力ください</b>。ただし、申請書及び不足書類や希望園の変更等の書類は<b>締切日必着</b>となりますので、提出する際にはご注意ください。</p> <p>申請内容に疑義が生じた場合や記入漏れの確認等、申請書に記載の電話番号に<b>子育て支援課(Tel:042-338-6850)</b>から内容確認の連絡をする場合があります。お手すきの際に電話に出ていただくようお願いいたします。</p>

# 4月の定期利用保育の申込み

2次結果発送後に、4月の定期利用保育の受付を各施設で行います。

受付期間	令和6年3月4日(月)～3月11日(月)
対象となる方	市内在住で保育所等に入所申請で保留となった満1歳～2歳児クラスの児童
受付場所	定期利用保育を実施している施設 ※申込み当日に受付票等の記入、面談があります。
提出書類	保育所等利用調整結果通知書(利用保留)
結果通知	令和6年3月15日(金)以降施設より連絡
注意事項	上記は年度当初の4月申込みの日程となりますので、5月以降の申込みは随時施設にお問い合わせください。定期利用保育は希望者多数となるため、 <b>4月申請(上記受付期間)は1園のみ</b> とさせていただきます。複数申込みがあった場合は、1園のみの申込みの取り扱いとなります。ただし、 <u>3月15日(金)の結果通知後は</u> <u>空きのある園に随時ご申請いただけます</u> 。

# 5月以降入所の申込み

定員に空きがある場合にのみ利用調整を行います。

入所月	受付期間	結果通知到着予定日
5月入所	3月11日(月)～4月15日(月)	4月25日頃
6月入所	4月16日(火)～5月15日(水)	5月27日頃
7月入所	5月16日(木)～6月17日(月)	6月25日頃
8月入所	6月18日(火)～7月16日(火)	7月25日頃
9月入所	7月17日(水)～8月15日(木)	8月26日頃
10月入所	8月16日(金)～9月17日(火)	9月25日頃
11月入所	9月18日(水)～10月15日(火)	10月25日頃
12月入所	10月16日(水)～11月15日(金)	11月25日頃
1月入所	11月18日(月)～12月16日(月)	12月25日頃
2月入所	12月17日(火)～ <u>1月14日(火)</u>	1月27日頃
3月入所	(締切が早いためご注意ください。)	2月25日頃

※郵送申請の場合、審査期間が短いため必着です

受付場所	多摩市役所4階子育て支援課 ※窓口申請の場合
提出書類	多摩市申請書類一式
提出方法	郵送、電子申請または窓口へ直接持参※4月1次受付の提出方法と同じ
募集人数	入所月の前月の10日前後に空き状況を公式ホームページで公開
注意事項	<p>申請が年度間有効なため、保育所等への入所が必要なくなったら、取下書を提出してください。決定後、辞退をすると次回の申請時に、辞退によるマイナスの指数(-2)がつくのでご注意ください(翌年度まで減算継続)。</p> <p>4月1次申請と同様に<u>原則郵送、電子での申請にご協力ください</u>。ただし、5月以降の入所申込みは<u>申請書及び不足書類や希望園の変更等の書類は締切日必着</u>となりますので、ご提出する際にはご注意ください。</p>

## 育児休業給付金の延長手続きについて

満1歳を超えて育児休業を取得し、育児休業給付金の延長手続きをするためには、復職することを前提としてお子さんの一歳の誕生日以前の入園を希望して保育園の入所申込みをし、入園できなかったことを証明する書類を勤務先などに提出する必要があります。証明書類の発行を受けるためには、各入所月の申込み締切までに、入所申込みをする必要があります。詳細については、勤務先にお問い合わせください。

※育児休業の延長等で申請を行う際に指数の減算を希望する方は、同意書が必要です(P.17参照)。



# 11 申請に必要な書類

## (1) 必ず提出が必要な書類5点 ※様式は多摩市公式ホームページから印刷できます。

①送付先宛名記載用紙（郵送、電子申請者のみ）

②教育・保育給付認定及び保育所等入所申込書（A）（B）

③令和6年度保育所等申込承諾書（C）

④児童状況票（D）

⑤保護者（父母）それぞれの保育の必要性の事由を証明する書類

※保育の必要性の事由を証明する書類に不備がある場合は、求職として取り扱います。

※保育の必要性の事由が2つ以上ある場合は、すべて提出してください。

保育の必要性の事由	証明する書類
就労	就労証明書(多摩市様式) ※個人事業主の方は P.16-(2)を必ず確認してください。
求職	「②教育・保育給付認定及び保育所等入所申込書」の裏面の求職の欄に記入
出産	・母子健康手帳（親子健康手帳）の表紙 ・分娩予定日がわかるページのコピー
疾病	保育が困難である旨が記載された診断書（多摩市様式）
障がい	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の <u>表裏両面</u> のコピー
看護 介護	・被看護・介護者の診断書（多摩市様式）または要介護認定書・身体障害者手帳等のコピー ・平均的な1週間の看護介護のスケジュールのわかるスケジュール表（被看護・介護者と別居の方のみ）（任意様式）
就学	・在学証明書（就学期間のわかるもの）※在学証明に就学期間の記載がない場合は就学期間のわかる書類を在学証明とともに追加で提出してください ・就学期間とカリキュラム等就学時間がわかる書類（通信教育や学校教育法に定める学校以外の教育機関の場合のみ）
不存在 ※右記のいずれか1点（写）	ひとり親家庭等医療費助成制度のマル親医療証、戸籍謄本、ひとり親制度認定通知、児童扶養手当証書、離婚届受理証明書、調停期日通知書（離婚を前提とした調停中の場合）
虐待・DV	公的機関から発行された書類
その他	保育が必要であることを証明できる書類

### 「保育所等入所申請及び教育・保育給付認定に係る個人番号（マイナンバー）記載用紙」について

原則、保育所等入所申請者全員にご提出いただく書類ですが、令和6年度の入所申請は郵送、電子受付を行うことから、郵便事故等による個人情報流出を防ぐため、**入所申請時の添付は不要です**。必要な場合には、別途、子育て支援課計画推進・保育担当からご連絡します。

※「(2) 該当者のみ必要な書類」は次頁に記載

## (2) 該当者のみ必要な書類

個人事業主の方で育児による休業中の方 1.~4.についてはいずれか1点(写)	<p>【個人事業主用】育児による休業取得証明書</p> <p>1. 会社の登記事項証明書または個人事業主の開業届 2. 営業許可証</p> <p>3. 事業所得が記載されている確定申告の写し(第一表および第二表) 4. 委託契約書等</p>										
<p>個人事業主の方</p> <p>(法人格がなく、会社等に属さない就労者、個人事業主の方)</p> <p>※令和6年4月~8月申請は令和4年分の確定申告</p> <p>令和6年9月~令和7年3月申請は令和5年分の確定申告を提出してください。</p>	<p>法人格を持たない個人事業主は多摩市様式の就労証明書と下記の書類を提出してください。</p> <p>●下記の書類を提出できない場合は原則就労要件として審査・認定をすることはできません。</p> <p>●Aのみしか提出できない場合は原則入所次第就労を開始する内定者として審査を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>提出依頼書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原則</td> <td>事業所得が記載されており、税務署に申告している確定申告の写し(第一表および第二表) ※</td> </tr> <tr> <td>確定申告の写しがない場合</td> <td>A (1)開業届 (2)営業許可証 等 事業の実態がわかるもの (令和6年度のみ事業ホームページ、名刺、事業のパンフレットなども可。ただし、令和7年度以降は(1)(2)等公的な書類の提出を求めます。)</td> </tr> <tr> <td>A,B から1つずつ必須</td> <td>B (1)確定申告のための帳簿(直近3か月までのもの) (2)請負契約書 (3)業務委託契約書 等 事業の収支のわかる書類</td> </tr> <tr> <td>これから個人事業主になる内定の場合</td> <td>Aのみ提出必須。Bの収入のわかる書類は次年度現況届および継続申請の際に提出してください。</td> </tr> </tbody> </table>		提出依頼書類	原則	事業所得が記載されており、税務署に申告している確定申告の写し(第一表および第二表) ※	確定申告の写しがない場合	A (1)開業届 (2)営業許可証 等 事業の実態がわかるもの (令和6年度のみ事業ホームページ、名刺、事業のパンフレットなども可。ただし、令和7年度以降は(1)(2)等公的な書類の提出を求めます。)	A,B から1つずつ必須	B (1)確定申告のための帳簿(直近3か月までのもの) (2)請負契約書 (3)業務委託契約書 等 事業の収支のわかる書類	これから個人事業主になる内定の場合	Aのみ提出必須。Bの収入のわかる書類は次年度現況届および継続申請の際に提出してください。
	提出依頼書類										
原則	事業所得が記載されており、税務署に申告している確定申告の写し(第一表および第二表) ※										
確定申告の写しがない場合	A (1)開業届 (2)営業許可証 等 事業の実態がわかるもの (令和6年度のみ事業ホームページ、名刺、事業のパンフレットなども可。ただし、令和7年度以降は(1)(2)等公的な書類の提出を求めます。)										
A,B から1つずつ必須	B (1)確定申告のための帳簿(直近3か月までのもの) (2)請負契約書 (3)業務委託契約書 等 事業の収支のわかる書類										
これから個人事業主になる内定の場合	Aのみ提出必須。Bの収入のわかる書類は次年度現況届および継続申請の際に提出してください。										
20歳以上65歳未満の同居者がいる方	20歳以上65歳未満の同居者の保育の必要性の事由を証明する書類										
右記保育施設の利用実績が、令和5年4月または産休終了月の翌月から継続して週12時間以上ある方	<p>保育受託証明書</p> <p>① 東京都認証保育所 ② 市内認可保育所の定期利用保育</p> <p>③ 市内認可保育所の一時保育 ④ 各自治体に届出のある認可外保育施設</p> <p>⑤ 企業主導型保育所 ⑥ 市内認可保育所の緊急1歳児受入事業</p>										
出産予定の児童を申請する方	母子健康手帳(親子健康手帳)の表紙と分娩予定日がわかるページのコピー (出産後、就労証明書、児童状況票と教育・保育給付認定変更届を提出してください。)										
同居者に手帳等がある世帯	対象の方の手帳の写し(保育料が軽減される場合があります。)										
令和5年1月1日現在に多摩市に住民票が無く、令和6年4月~8月入所を希望する方	令和5年度市町村民税課税・非課税証明書(写) もしくは令和5年度市町村民税納税通知書(写)										
令和6年1月1日現在に多摩市に住民票が無く、令和6年9月~令和7年3月入所を希望する方	令和6年度市町村民税課税・非課税証明書(写) もしくは令和6年度市町村民税納税通知書(写)										
育児休業の延長または育児休業給付金の受給に使用するために申請する方	育児休業の延長または育児休業給付金の受給に使用するための保育所等入所申請における減算適用の同意書 ※P.17(1)②参照										

### ○ 課税・非課税証明書をご提出いただく際の注意点

- ・源泉徴収票、確定申告書及び市町村民税税額決定通知書は不可です。
- ・課税・非課税証明書は、課税証明書の対象年の1月1日に住民登録があった市区町村で発行されます。また、令和6年度の課税・非課税証明書は、令和6年1月1日に住民登録のあった市区町村で令和6年6月以降に取得ができます。
- ・利用者負担額(保育料)算定の際、父母が非課税かつ、同居者がいる場合は課税額が一番高い方(家計の主宰者)の税情報で保育料を決定するため、その方の税書類が必要になることがあります。

## 12-1 申請時の注意点 就労で申込みの方

### (1) 申請時点で育児休業中または個人事業主の方で育児による休業中で申請する方へ

#### ① 必ず申請時の内容で復職することが条件となります。

育児休業または個人事業主で育児による休業中の方については、入所月の翌月 1 日までに育児休業を取得した会社に元の就労時間（雇用形態）で戻るという条件で審査をしています。転職したため、申請時点での職場からの復職証明書を出せない、または就労時間の減少などにより復帰時点で指数が下がっている、もしくは何らかの理由により復職ができない場合は入所取消し、入所後に判明した場合は退所となります。また、複数の保護者が育児休業を取得して入所決定した場合は、保護者全員の復職が必要となります。

※個人事業主で育児による休業中の方は、以下項目を満たすことにより育児休業中の方と同等の取り扱いをしています。

○多摩市様式 令和 6 年度就労証明書

○【個人事業主用】育児による休業取得証明書と個人で事業を営んでいることがわかる書類の提出（P.16 に記載の 1.～4.のいずれか 1 点）

○開業をして 1 年以上経過している

○養育する子どもが 1 歳 6 ヶ月以内である

上記、項目を 1 つでも満たしていない場合については「内定」として取り扱います。

#### ② 育児休業の延長または育児休業給付金の受給に使用するための申請をする方へ

育児休業の延長または育児休業給付金の受給を目的として保育所等入所申請をする方については、「育児休業の延長または育児休業給付金の受給に使用するための保育所等入所申請における減算適用の同意書」をご提出ください。提出され、条件を満たしている場合のみ、調整指数の No.26（育児休業の延長または育児休業給付金の受給に使用するための申請の場合）の対象となり、お子さんの合計指数から 18 点の減算を行います。育児休業の延長または育児休業給付金の受給を目的とする申請であっても、同意書の提出がない場合は指数の減算が適用されません。

同意書を提出した場合は、当該年度間の利用調整において指数の減算が適用されます。

減算を付けて入所申請を行いたいとき	入所の申請書とともに減算の同意書の提出をしてください。
指数の減算の必要がなくなったとき	指数減算の「取下書」を提出し、同意書のみでの取下げを行ってください。月ごとの入所申請受付期間に照らし合わせ、直近の審査から指数の減算がなくなります。

同意書の提出があっても選考の対象となります。選考の結果保育所へ入所をする場合があるため、申請の際はご注意ください。

【注意】以下 2 点に該当する方は指数の減算の対象となりません。

#### ① 1 歳の誕生日を迎えていない対象児童の申請をする方

例：令和 5 年 8 月生まれの児童を令和 6 年 4 月申請する場合

令和 6 年 4 月申請 育休延長の減算適用不可

令和 6 年 8 月申請 育休延長の減算適用可能

② すでに兄弟姉妹が認可保育所等に在籍していて、下の子が満 1 歳を迎えた最初の 4 月以降の申請をする方

例：上の子が認可保育所等に在籍していて、下の子が令和 5 年 8 月生まれの場合の申請

令和 6 年 8 月申請 育休延長の減算適用可能

令和 7 年 4 月申請 育休延長の減算適用不可（満 1 歳を迎えた最初の 4 月申請のため）

## （２）入所申請後に転職をする方へ

原則、申請時点と入所時点の状況が変わらないことが入所の条件ですが、入所申請期間終了後に転職をした場合でも、以下の内容に限り認めています。

○申請時点で在籍していた事業所と転職先の事業所の勤務期間に空白期間がないこと

○申請時点で在籍していた事業所で発行された就労証明書に記載のある勤務時間が減らないこと

上記 2 点を満たさない場合は、指数に変更が生じることになるため入所取消し、入所後に判明した場合は退所の対象となります。

※転職等により申請時よりも就労時間が増えたとしても、指数は申請時点での内容で算定します。

## （３）派遣社員として就労証明書を提出する方へ

育児休業中で復職予定の派遣社員の方は就労証明書に記載されている勤務先と勤務時間で復職すること（発行時点で派遣先があること）を条件とし、就労証明書の該当の欄の復職後の勤務先の有無が有の方は就労要件で審査を行います。また、復職後の勤務先の有無が無の方は求職要件で審査を行います（就労証明書（多摩市様式）参照）。派遣元へ就労証明書の作成を依頼し、提出してください。入所後には就労証明書記載の勤務先への復職、かつ派遣元からの復職証明書の提出が必須となります。入所月の翌月 1 日までに就労証明書に記載のある勤務先に復職できない、または復職証明書が期日の通りに提出できないときは退所となります。

## （４）保育所等に入所決定できた場合、現在働いている事業所で就労日数・時間数が増加することが決定している方へ

現時点では、短い就労日数・時間数で働いているが、保育所等に入所決定した場合に、現在働いている事業所で就労日数や、時間数が増減することが決まっている方は、その増減する就労日数・時間数で指数を算定し、調整指数で減算（－2）を行います。その際は、事業所に、「就労証明書（多摩市様式）」の「保育所入所後に勤務時間勤務日が変わる場合の変更後の時間（育児時短は記入不要）」に決まっている日数・時間数を記入していただくよう依頼してください。

入所決定した場合は、入所日より時間が増加した旨を証明する「時間増減確定証明書」の提出が必要です。

## 12-2 申請時の注意点 認定こども園への入所申込み

認定こども園は、子どもに教育・保育を一体的に提供するものです。

認定区分と希望順位によって申請先が異なりますので、ご注意ください。

3歳児クラス以降のお子さんは**保育料が無償となりますが、給食費、教材費などの費用負担がありますので、必ず園への見学や問い合わせをしてください。**

施設名	受入れ可能年齢 (クラス年齢)	開所時間	延長有無
おだ認定こども園	0～5歳	7:00～18:00	有
認定こども園多摩みゆき幼稚園	3～5歳	7:30～18:30	無
認定こども園東京大谷幼稚園	3～5歳	7:30～18:30	有

※延長保育時間はP.58の「22 多摩市内認可保育所等紹介」を参照してください。

### (1) 認定こども園に直接申請する方

○3～5歳（1号認定）の方（幼稚園利用（保育の必要性のない方））

○3～5歳（2号認定）の方で認定こども園が第1希望である場合

※令和6年4月申請は、令和5年10月中旬から認定こども園で願書の配布が始まりますので、認定こども園へ直接申込みをしてください。詳細はご希望の園へお問い合わせください。

認定区分ごとの申請時期

○教育（1号認定）…令和5年11月1日（水）

○保育（2号認定）…施設によって受付日が異なります。施設にお問い合わせください。

※1号認定で入園の内定が出ましたら、園より教育・保育給付認定申請書が配布されますので、必ず園へご提出ください。詳細はご希望の園へお問い合わせください。

### (2) 多摩市役所に申請をする方

○0～2歳（3号認定）の方

○3～5歳（2号認定）の方で認定こども園が第2希望以下の場合



©多摩市

## 12-3 申請時の注意点 市外保育所等への入所申込み

里帰り出産や引越しなどで、多摩市以外の保育所等への入所を希望する方は、次の手順で多摩市に申込みをしてください。

※市外保育所等へ入所申込みする方は、確認事項が多いため原則子育て支援課窓口での受付となります。

### (1) 申請方法について

#### ① 希望自治体への確認

希望保育所等がある自治体に、**転入予定の有無を伝えて**、以下の3点を確認してください。転入予定の有無によって、必要書類や利用調整の条件が異なる場合があります。

- 申請の可否
- 受付の締切日
- 多摩市の申請書類以外の必要書類

#### ③ 申込み締め切りの確認

希望する市区町村の**受付締切日の10日前までに**、多摩市の申請書類一式と申請を希望する自治体の指定する申請書類で、多摩市へ申込みをしてください。

※受付後、多摩市から対象の自治体に申請書類を送付します。郵便事情等で締切日までに書類が届かないこともあるため、**できるだけ早めに申込みをしてください。**

### (2) 教育・保育給付認定申請について

#### ① 転出予定のある方

教育・保育給付認定は転出先の自治体で行いますが、多摩市の「教育・保育給付認定及び保育所等入所申込書」にて教育・保育給付認定と希望保育所等を申請してください。

#### ② 転出予定のない方

転出予定がなく、在学・在勤、里帰り出産等で多摩市外の保育所等に申請される方は、**多摩市で教育・保育給付認定を受ける必要があります。**

## 12-4 申請時の注意点 市民以外の方の入所申込み

### (1) 申請できる方

- 入所日以前に、多摩市に**転入する（転入先が決まっている）方**
- 多摩市に**転入しない（転入先が決まっていない）方**で、在勤・在学または里帰り出産で入所を希望する方（年度間空きが見込まれる場合のみ入所が決定します）。

### (2) 4月入所申請（1次受付）【転入予定者のみ】

- 11月8日以前に多摩市に**住民登録がある（転入できる）方**は、多摩市民の受付期間で申請できます。
- 11月8日以前に多摩市に**住民登録がない（転入できない可能性がある）方**は以下の手続きで申請してください。

受付期間	令和5年10月10日（火）～11月30日（木） <b>必着</b> 入所申請書類は、現在お住まいの市区町村から多摩市に郵送していただきますが、 <b>受付期間内に、多摩市に書類が到着する必要があります。11月20日（月）までに、現在お住まいの市区町村の保育所等担当部署にご申請ください。</b>
受付場所	現在お住まいの市区町村の保育所担当部署
提出書類	① 申請書類一式（多摩市の所定様式） ※現在お住まいの市区町村で様式指定がある場合は、その様式も必要です。事前に、お住まいの市区町村に確認してください。 ② 市町村民税課税・非課税証明書(両親分) ○4月～8月入所希望の方は令和5年度分と令和6年度分 ※ <u>令和6年度分につきましては、令和6年6月頃に取得ができます。</u> ○9月～3月入所希望の方は令和6年度分のみ ③ 転入に関する誓約書（多摩市の所定様式） ④ 不動産賃貸・売買契約書等の証明書類のコピー （転入先の住所・契約者・引渡し日がわかり、押印されている書類）
提出方法	お住まいの市区町村の担当窓口へ持参(郵送の可否は担当部署に確認してください)
募集人数	令和5年10月6日（金）公表予定（公式ホームページ、窓口にて公表）
結果通知	令和6年2月2日（金）までに転入できない方には、現在お住まいの市区町村の保育所担当部署を通して通知
注意事項	必ず、転出手続き前に、現在お住まいの市区町村で、入所申請を行ってください。多摩市民の受付期間を過ぎた後、お住まいの市区町村を通して入所申請をせずに多摩市に転入届を提出した方は、4月1次申請ができなくなりますのでご注意ください。また、他の市区町村で申請を提出した場合は多摩市への転入手続きの際に、子育て支援課の窓口にて、「 <b>多摩市保育所等入所申請に係る申出書</b> 」をご記入いただく必要があります。

※令和5年度分（11～3月）の入所申請を同時に行う場合については、「令和5年度多摩市保育所等入所のしおり」を確認してください（入所申請は、年度ごとに行う必要があります）。

※ご転入された際に「保育所等入所申請及び教育・保育給付認定に係る個人番号（マイナンバー）記載用紙」の記入を依頼する場合があります。その際は個人番号(マイナンバー)が確認できる書類と本人確認ができる書類をお持ちください。

### (3) 4月入所申請（2次受付）

2次の受付期間は、令和6年1月9日（火）～2月16日（金）※必着になります。

#### ○2月16日以前に多摩市に住民登録がある（転入できる）方

⇒多摩市民の受付期間内に申請できます。

#### ○2月16日以前に多摩市に住民登録がない（できない可能性がある）方

⇒現在お住まいの市区町村の保育担当課から受付期間内に、多摩市に書類を送付する必要がありますので、2月6日（火）頃までに多摩市所定の提出書類を現在お住まいの市区町村（保育所担当部署）へ申込みをしてください。

### (4) 5月以降の入所申請

5月以降の入所申請については、保育所等に空きが生じた場合のみ入所が可能です。受付期間内に提出された書類にて、指数をつけて入所の利用調整をします。

各月の受付締切日の 10 日前までに、多摩市所定の提出書類を確認の上、**現在お住まいの市区町村**（保育所担当部署）へ申込みをしてください。

### (5) 転入予定のない方

転入予定のない方については、以下2つのいずれかに該当している方のみ申込みを受付けます。

#### ○多摩市で在勤・在学している方

#### ○里帰り出産で多摩市に一時的にお住まいになる方

里帰り出産での入所は、最大出産予定月の前後2ヶ月間（5ヶ月）となります。

現在お住まいの市区町村（保育所担当部署）で多摩市所定の申請書類で申込みをしてください。

なお、利用調整においては、多摩市民を優先しているため、定員の空きが年度間に多摩市民で埋まることを見込まれる場合は、空きがあっても入所案内ができません。

教育・保育給付認定の申請は、お住まいの市区町村で行ってください。



## 13 利用調整

申込み締切後、多摩市保育の実施に関する取扱要綱の「**保育の実施基準(改正案)**」(P.28～29)に基づき、受付期間内に提出された書類により「保育の必要性」を指数化します。

※入所決定は、先着順や抽選ではありません。

### (1) 指数の考え方

児童の保育の必要性指数 = [代表保護者の基本指数] + [保護者2の基本指数] + [調整指数]

空きがある保育所等について、**保育の必要性指数の高い方から順に**、希望する保育所等への入所決定をします。指数が同じ場合は、「優先順位」により決定します。

### (2) 注意事項

#### ① 入所決定から入所までの間に指数、または優先順位が下がった場合

入所決定から入所までの間に指数が下がった場合、または指数が同位の場合の優先順位が下がった場合は**入所決定を取消します**。また入所後にその事実が判明した場合は、**退所となります**。そのため、家庭状況・保育の必要性の事由に変更がある場合は、速やかに届出をお願いします（詳しくは、P.30「14 申込み後の手続き」をご覧ください）。

#### ④ 受付期間後に提出された書類

それぞれ、受付には締切日を設けています。そのため、受付期間後に提出された書類については年度途中の各月入所申請受付期間に照らし合わせ、直近の審査からの指数算定になります。不足書類については郵送でも受付けていますが、**4月1次は締切日消印有効・4月2次以降は締切日必着**となります。郵便事情等で締切日までに書類が届かない場合もありますので、ご注意ください。

申請時点から申請内容に変更がありましたら、内容によっては入所取消し・退所の対象になる場合もあるため、軽微な内容でも**変更になる前**に子育て支援課までご連絡ください。

# Q & A 申込み方法について

## ① 希望する保育所等・クラスの募集人数が「0」でしたが、申込みは可能ですか？

空き人数が「0」でも、転所（転園）や退所により空きが生じた場合は利用調整しますので、希望保育所等として記載することは可能です。

## ② 申込み時点で仕事をしていないと、保育所等の申込みはできないのですか？

申込み時に仕事をしていなくても、仕事を探すため週に12時間以上の外出を常態とする方は、「求職」の要件で入所申込みが可能です。また、入所する月の1日から就労先が内定している方で、「就労証明書（多摩市様式）」を提出した場合は、「内定」としての申込みとなります。

なお、「求職中」で入所決定した場合「就労証明書」を入所月の翌々月15日までに、「内定」で入所決定した場合「就労開始証明書」を入所してから2週間以内にご提出をお願いしています。ご提出いただけない場合は、入所月の翌々月末（求職）・入所月の月末（内定）をもって退所となります。

## ③ 同居者の範囲はどこまでですか？住民票上世帯が別の場合は、別居ですか？

同じ住所に住んでいれば、住民票上世帯が別でも、同居とみなします。また、実際に住んでいなくても、住民票上一緒であれば、基本的に同居とみなします。同居者がいる方については、申請の際に保育の必要性の事由を証明する書類や、税書類を提出していただくことがありますので、対象であればご用意ください。申請していない同居者が入所後に判明した場合、退所になる場合があります。住民票は別だが同じ住所に住んでいる方、もしくは住民票上同じ住所だが申請時点で別居している方も同居者として申請書類に記入してください。

## ④ 現在、幼稚園に通っている子どもを幼稚園に通わせながら、夏休みや土曜日などに保育所等に預けることはできますか？

幼稚園に在籍中は、保育所等へ入所することはできません。

※現在、多摩市では全幼稚園で預かり保育を実施しています。

## ⑤ あすのき保育園卒園後の進級についてはどのように園が決まりますか？

2歳児クラス進級後、あすのき保育園の社会福祉法人である至愛協会が保護者に、同法人が運営するかしのき保育園・ゆりのき保育園・りすのき保育園への進級希望調査を行い、決定します。年度途中で2歳児クラスであすのき保育園へ入園した場合、時期によっては進級園を選べない場合がございます（必ずいずれかの園には進級できます）。

- ⑥ 「求職」要件で、兄弟2人の申込みをし、上の子のみ入所が決定しました。下の子が入所できるまで、仕事を始めなくても上の子の在籍は継続可能ですか？

どちらか一方の児童だけ入所決定となった場合でも、入所日から3ヶ月以内に就労を開始し、就労証明書（多摩市様式）を提出していただく必要があります。入所した月の翌々月15日までに、就労証明書の提出がない場合は、入所した月の翌々月末をもって退所となります。

- ⑦ 現在、保育所に入れておらず、短い時間での勤務ですが、保育所に入所ができれば時間を増やす予定ですが、就労証明書にどのように記載すればいいですか？

就労証明書（多摩市様式）の中段には現時点の勤務時間を、変更予定の時間は下段の「保育所入所後に勤務時間勤務日が変わる場合の変更後の時間（育児時短は記入不要）」の欄に記入してください。その場合は、変更後の勤務時間で指数をつけますが、予定であるため指数の減算（-2）があります。入所後に、確認のため「勤務時間増減確定証明書」を提出していただきます。

当初申請した時間よりも指数が下がる場合、勤務時間増減確定証明書の提出がないと入所取消や退所になることがありますのでご注意ください。

- ⑧ 育児休業中で申請していて、復職後は育児短時間勤務ですが、指数はどのように算定されますか？

育児休業法に基づく育児短時間勤務の場合、就労証明書には育児短時間勤務の時間を書いてもらうのではなく、雇用契約上の時間を書いてもらうことになります。指数も雇用契約上の時間で指数をつけます。

- ⑨ 人材派遣会社のA社に登録していて、派遣社員としてB社に勤務しています。就労証明書はB社で記入してもらうのでしょうか？

派遣社員の方については、必ず派遣元（A社）に作成を依頼してください。

派遣先での就労期間が申請時点より未来の日付であり、派遣予定の就労証明書の場合には、入所要件を「内定」として取り扱い、利用調整します。

また、契約更新ごとに新たな派遣期間が記載された契約書（写）または就労証明書を提出してください。契約社員の方についても、更新ごとに契約書（写）または就労証明書を提出してください。

- ⑩ 4月入所申請受付はどの時間帯が混んでいますか？

例年、初日や最終日が終日混雑します。多摩市役所の子育て支援課窓口は窓口が少なく混みやすいです。**郵送、電子での申請にご協力ください。**

- ⑪ 申込み後に希望園を変えることはできますか？

希望入所月の申込み締切までの間に「希望保育所等追加変更届」を市役所子育て支援課計画推進・保育担当までご提出ください（郵送、電子可）。

# Q & A 教育・保育給付認定の申請について

## ① 教育・保育給付認定はどのように申し込みすればいいですか？

認可保育所等を申し込む際に同時に申請することができます。すでに申請をしていれば、お申し込みいただく必要はありません。もし、支給認定証を紛失された場合は再発行することも可能です。教育・保育給付認定のみ受けた場合は別途ご相談ください。

## ② 申請した後に住所が変わるのでどうすればいいですか？

事由の生じた日から2週間以内に給付認定変更届を市に提出してください。お手続きいただいてから30日以内に新しい住所へ支給認定証をお送りします。

## ③ 支給認定証が届きましたが、どうすればいいですか？

申込みをした内容に間違いがないか確認し、大切に保管してください。保育所等に提示を求められることがあります。

住所、氏名、代表者、保育の必要性の事由が変更になった場合は、速やかに給付認定変更届を提出してください。様式は多摩市公式ホームページから印刷できます。

## ④ 支給認定証の有効期限が卒園よりも前になっているのですが、どうしてですか？また、3号の支給認定証が有効期限切れになった場合は何か手続きは必要ですか？

支給認定証には最長3年間の有効期間があります。3号認定は、3歳の誕生日の前々日までが有効期間で、基本的に誕生日の前月中に2号認定の支給認定証を送る予定です。2号認定の有効期間は、就学前までになっています。2号になった旨の支給認定証交付の手続きは不要になります。

また保育の必要性の事由が、求職活動の場合は3ヶ月、出産の場合は分娩予定月の2ヶ月後までなど、基本的には入所ができる期間と認定期間が同じになります。

## ⑤ 支給認定証を既に持っています。名前が変わる場合、再度認定の申請が必要ですか？

再度の申請は必要ありませんが、変更の事由が生じた場合は給付認定変更届を事由の生じた日から2週間以内に提出をお願いします。

## Q & A 利用調整について

- ① 希望保育所等をたくさん書いたり、第 1 希望しか書かなかった場合に、優先されたり不利になったりしますか？また、申込みの際に「嘆願書」などを提出すれば、入所選考の際に考慮してもらえますか？

多摩市の利用調整では、希望保育所等の数によって優先されたり、不利になったり、嘆願書の内容を考慮したりすることは一切ありません。利用調整は、保育の実施基準に基づく「指数」と「優先順位」のみで行います。

なお、定員に空きがあったとしても、希望保育所等として記入していない児童については、その施設の利用調整の対象となりません。また、入所決定後に辞退すると、申請書類一式の再提出（申請のやり直し）に加えて、指数を減算（- 2）します（翌年度まで減算継続）。

申込書の希望保育所等施設名記入欄の記入にあたっては、必ず通うことのできる保育所等を、通いたい順番に記入してください。

- ② 現在はフルタイム就労ですが、近いうちに非常勤になり勤務時間が短くなる予定です。選考はどうなりますか？

フルタイム（週 40 時間以上）就労で申込み、入所が決定した場合、入所月の 1 日時点において、週 40 時間以上の就労が必要となります。

勤務時間が短くなるなど、申請時点から入所日までに指数が低くなる変更が生じる場合、入所が取消しとなります。予め、勤務時間等が短くなることがわかっている場合は、就労証明書裏面の「保育所入所後に勤務時間勤務日が変わる場合の変更後の時間（育児時短は記入不要）」欄にその旨の記載を依頼した上で、申請時に担当者に申し出てください。

- ③ 指数がいくつだったら入所できますか？

過年度における 4 月入所の最下指数を公開しています。入所を確約するものではなく、年度によって状況が異なるため、あくまで参考情報にとどまりますがご活用ください。また、申請をして保留となった場合は、申請した月の 1 日以降に第一希望の施設の待機の順番をお伝えすることが可能です。

